【中国】出入国管理法の制定

海外立法情報調査室 宮尾 恵美

*出入国管理法が、2012 年 6 月 30 日に公布され、2013 年 7 月 1 日に施行される(主席令第 57 号)。近年の出入国者数の増加を受けて、その管理規定を整備するもので、特に外国人の不法な入国や就労を厳しく規制する。

1 制定の経緯

改革開放以後、中国の出入国者数は激増し、公安部によれば(注1)、1980年に外国人の入国者数は74万人に過ぎなかったが、2011年には2711万人に、半年以上中国に滞在する外国人も1980年の2万人から2011年の60万人に増加した。また外国人の就労者(特殊な技能を必要としない単純労働は認められていない)は、2000年の7万4千人から2011年には22万人になった。一方、2011年に全国の公安機関が取り締まった不法入国、不法滞在及び不法就労の外国人は、のべ2万人で、その多くは近隣諸国から留学、商用等の目的で入国し、外国語教育、芸能活動、家政婦等の職に不法就労しているという(注2)。

現行の出入国管理関係の法律には、外国人に対する「外国人入出国管理法」及び中国公民に対する「中国公民出入国管理法」(ともに 1985 年制定)があり、1986 年にそれぞれの実施細則が、1995 年には「出入国警備検査条例」が制定された。また、外国人の就労については、「外国人の中国における就業規定」が 1996 年に制定されている。しかし、これらは制定から相当の年月が経過して、時代に合わないものとなり、外国人の増加特に不法入国、不法就労等の問題に対処するため、新法の制定が必要とされた。公安部は 2004 年から草案の起草を開始し、2008 年に草案を国務院に提出、国務院法制弁公室が修正を行い、国務院常務会議で承認された後、2011 年 10 月に全人代常務委員会に法案が提出された。同委員会は、2011 年 12 月、2012 年 4 月及び 6 月と3 回の審議を行い、6 月 30 日に法案を採択、「出入国管理法」(以下「新法」)(注 3)が成立した。2013 年 7 月の新法施行と同時に、上述の 2 法は廃止される。

2 新法の概要

新法は全8章93か条から成る。章立ては第1章総則、第2章中国公民の出入国、第3章外国人の入出国、第4章外国人の短期滞在及び長期在留、第5章交通運輸手段の出入国国境検査、第6章調査及び送還、第7章法的責任、第8章附則となっている。次に、外国人に関する部分を中心に、新法の概要を紹介する。

(1) 制定の目的及び適用範囲

新法は出入国管理を整備し、中国の主権、安全及び社会秩序を守り、国際交流及び対外開放を推進するために制定され(第1条)、中国公民の出入国、外国人の入出国及び

在留の管理、交通運輸手段の国境検査に適用する(第2条)。

(2) 生体認識技術の導入

国務院の許可を得た上で、公安部及び外交部は、必要に応じて出入国者の指紋等生体認識情報の保存に関する規定を定めることができる。外国の政府が中国公民の査証 発給、出入国管理に特別な規定を設けている場合には、中国政府は状況によって相応 の対等な措置をとることができる。(第7条)

(3) 査証制度の整備

査証には、外交査証、公務査証、礼遇査証及び普通査証の種類があり、就労、留学、 親族訪問、観光、商用、人材登用等の目的で入国する場合には、それぞれの種類別の 普通査証を発給することを定める(第 16 条)。これにより、人材登用を目的とする査 証制度が新設された。また、緊急入国時の現地での査証取得手続、査証の取得を要し ない事由、査証が発給されない事由についても規定する(第 20~第 21 条)。

(4) 外国人の滞在及び永住に関する規定

外国人の滞在には短期滞在と長期在留とがある。短期滞在期間は、延長期間を含めても 180 日を超えてはならず(第 29 条)、長期在留の場合、就労目的の在留期間は 90 日以上 5 年以内、非就労目的の場合は 180 日以上 5 年以内とし、長期在留者の外国人在留許可証の取得について定める(第 30 条)。また、在留を不許可とする事由、在留許可証の記載項目、在留期間の延長申請等(第 31~第 33 条)について定める。中国の経済社会の発展に顕著な貢献をした者等に永住許可をすることができる(第 47 条)が、永住資格の取消し(第 49 条)についても定める。

(5) 不法な入国、在留及び就労への対応

不法就労の範囲を①就労許可及び在留許可証が未取得である場合、②就労許可の範囲を超えて就労している場合、③留学生に許可されたアルバイトの範囲を超えている場合とした(第43条)。また、不法な入出国、在留及び就労等の疑いがある場合には、公安機関は、尋問、勾留しての調査、活動の制限等を実施でき、不法な行為があったと認められた場合には、国外退去処分をすることができる(第59~第62条)。

(6) 難民への対応

中国は1982年に、難民の地位に関する条約に加入している。新法では、難民の認定を申請する外国人は、その審査期間においては、公安機関が発行する臨時身分証明書により短期滞在ができ、難民と認定された外国人は、公安機関が発行した難民身分証明書により、短期滞在又は長期在留ができる(第46条)と定めている。

注(インターネット情報は 2012 年 7 月 19 日現在である。)

- (2)「涉外家政,外国人非法就业多发」『人民日报』2011.4.26.